

## 長期休業中の暴風警報・特別警報発表の場合の授業対応について

長期休業中に暴風警報・特別警報が発表された場合は、「暴風警報・特別警報発表の場合の授業対応について」(以下に【再掲】)に準じて登校してください。ただし、自宅付近や通学経路に危険が予想される場合は、無理をして登校せず、自宅で待機してください。なお、部活動については、各顧問の指示に従ってください。

~~~~~

### 【再掲】

テレビ・ラジオ、インターネット等の情報に注意して、「京都府南部」、「京都・亀岡」または「京都市」に「暴風警報」または「特別警報」が発表されている場合の授業の扱いは以下のとおりとします。

- |                                                 |
|-------------------------------------------------|
| (1) 午前6時30分現在で解除されている場合 → 平常授業                  |
| (2) 午前6時31分から8時30分間に解除された場合 → 第3限(10:55)から授業開始  |
| (3) 午前8時31分から11時00分間に解除された場合 → 第5限(13:30)から授業開始 |
| (4) 午前11時1分以降も暴風警報または特別警報が発表されている場合 → 自宅待機      |

なお、警報の種別はいろいろありますが、これは「暴風警報」または「特別警報」が発表されたときの対応です。「大雨警報」や「大雨洪水警報」その他各種注意報が「京都府南部」、「京都・亀岡」または「京都市」に発表されていても、「暴風警報」または「特別警報」が発表されない限り平常授業とします。

ただし、「暴風警報」または「特別警報」が発表されていない場合でも、居住地や通学路周辺で避難勧告等が出された場合や、気象状況及び交通機関の運休等により安全に登校ができないと判断した場合は、学校に連絡の上登校を控えてください。

また、特別警報が警報に切り替わった場合でも、自宅待機を継続します。たとえば、大雨特別警報から大雨警報に切り替わった場合でも自宅待機を継続します。これは、大雨特別警報解除後も河川の増水・氾濫、道路冠水、土砂災害などにより、通学路の安全が確保できない状況も考えられるためです。

生徒が在籍中に「暴風警報」または「特別警報」が発表された場合は、状況判断の上で措置をとります。